

省エネ対策補助制度活用支援業務

企画提案書作成要領

広島県が実施する「省エネ対策補助制度活用支援業務」（以下「本業務」という。）に関し、公募型プロポーザル参加者が企画提案書を作成するために必要な事項は、次のとおりとする。

なお、企画提案書の作成に当たっては、本業務の公告、公募型プロポーザル説明書及び仕様書に基づき、この作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

1 企画提案時の提出書類（各正本1部、副本7部）

（様式①）本業務企画提案申込書

（様式②）本業務企画提案書

（様式③）実施スケジュール

（様式④）見積内訳書

2 作成要領

（1）用紙は、原則A4版両面使用とし、縦置き横書き（横綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

（2）ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

（3）審査の公正を期すため、企画提案書の副本7部には、法人名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示をしないこと。なお、業務の実施体制図などには、プロポーザル参加者名を「当法人」として記載すること。

3 審査方法、最優秀提案者の決定について

提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングを行い、本業務に係る公募型プロポーザル選定委員会が審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として選定する。ただし、参加者が4社を超えた場合、書面審査を行い、プレゼンテーションへの参加事業者を絞り込む場合がある。

省エネ対策補助制度活用支援業務
公募型プロポーザル選定委員会審査に係る評価基準

審査項目		審査基準	点数	係数	評価点
1. 事業の全体計画		・年間 200 社の目標達成が見込める計画と目論見となっている	6	1	6
		・進捗が芳しくない場合の対応策を提示している	6	0.5	3
2. 相談会	全体	・国補助制度の運用状況を踏まえて開催時期が設定されている	6	1	6
		・オンライン開催のリスク管理及び対策が検討されている	6	0.5	3
		・中小事業者を効果的に集客する方法が提示されている	6	1	6
	1 部	・講師候補者は、制度に精通された者がリストアップされている	6	1	6
		・講演テーマは、幅広く対応可能となっている	6	1	6
	2 部	・実績十分な専門員を配置できる	6	1	6
・事業者の満足度が高まる工夫がある		6	1	6	
3. 実施体制		・他の支援機関とのコネクションがあり、本事業との連携が示されている	6	1	6
		・製造業に限らず、幅広い業種にコンタクトできる	6	1	6
合 計 点 数			60		

(評価点の配点基準)

評 価	非常に 優れている	優れている	やや 優れている	普通	やや 劣っている	劣っている
点 数	6	5	4	3	2	1

※全委員の評価点の合計点数が満点の6割に満たない提案事業者は失格とする。